

## サービス調整部会の運営に関する規約

### (趣旨)

第1条 この規約は、城陽市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成26年9月29日条例第15号）第6条の規定に基づき城陽市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）に設置するサービス調整部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (担任する事務)

第2条 部会が担任する事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事例検討を通じ、支援の在り方等を検討すること。
- (2) 意見交換や情報交換等を通じ、事業所間の連携を深めること。
- (3) 地域の情報の把握に努め、福祉サービスを利用しやすい地域づくりに寄与すること。
- (4) 法律の改正等を踏まえたサービス調整を検討すること。
- (5) その他部会長が必要と認めること。

### (構成員の資格)

第3条 部会の構成員と認める者は、別表に掲げる事業所等に所属している者とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、構成員の互選により定める。
- 3 部会長は、部会を総理し、部会を代表する。
- 4 部会には、副部会長を置くことができる。
- 5 副部会長は、構成員のうちから部会長が選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長及び副部会長の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。
- 8 構成員の任期は1年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。再任をさまたげない。

### (部会の会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の会議の開催頻度は、年度に4回以上とする。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を部会の会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、部会内において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年(2017年) 4月 1日から施行する。

別表(第3条関係)

構成員の資格
相談支援事業所
居宅介護事業所
生活介護事業所
就労継続支援事業所
自立訓練事業所
共同生活援助事業所
短期入所事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
施設入所支援事業所
放課後等デイサービス事業所
児童発達支援事業所
支援学校
地域包括支援センター
居宅介護支援事業所
障がい福祉主管課